

令和8年度第1回習志野市福祉問題審議会

1. 開催日時 令和8年8月5日（水）午後2時00分～午後3時15分

2. 開催場所 習志野市庁舎1階会議室

3. 出席者

【会 長】	習志野市社会福祉協議会会長	田久保	浩一	氏
【副会長】	習志野市医師会	三束	武司	氏
【委 員】	習志野市民生委員児童委員協議会会長	田久保	直子	氏
	習志野市地域赤十字奉仕団委員長	鈴木	とし江	氏
	習志野市高齢者相談員	佃	和子	氏
	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授	菅野	道生	氏
	習志野市市民協働こども発達支援 推進協議会委員	田村	光子	氏
	習志野市青少年育成団体連絡協議会	高岡	明美	氏

【事務局】	健康福祉部	部長	星野	文貴
		次長	中村	裕美
	健康福祉政策課	課長	板倉	尚子
		係長	檜山	義高
		副主査	河合	智平

【説明員】	こども部	部長	佐々木	博文
		次長	志摩	豊
	こども政策課	課長	鈴木	貴幸
		主幹	新井	理香
		係長	嶋崎	庄吾
		副主査	武本	希
	こども保育課	課長	鶴岡	佑介
		係長	青柳	翔
		係長	小松	琢磨
	健康福祉政策課	係長	谷澤	朋存
	主任主事	本島	洋輔	

4. 議題

【会議次第】

第1 会議の公開

第2 会議録の作成等

第3 会議録署名委員の指名

第4 協議

(1) 乳児等通園支援事業の認可について（こども政策課）

(2) 終活情報登録事業について（健康福祉政策課）

第5 その他（事務連絡等）

5. 会議資料

協議事項 1-1_乳児等通園支援事業の認可について

協議事項 2-1_終活情報登録事業について

6. 議事内容

健康福祉政策課 板倉課長より、各委員の紹介。

健康福祉部 星野部長より、事務局の紹介。

(1) 会議の公開について

原則公開となっているが、内容により、公開・非公開の判断が必要になった際は、その都度諮ることについて、了承を得る。

(2) 会議録の作成等について

要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載した上で、市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて公開することについて諮り、了承を得る。

(3) 会議録署名委員の指名

田久保会長から会議録署名委員として、田久保直子委員を指名。

(4) 協議

1. 乳児等通園支援事業の認可について

こども政策課 新井主幹より、資料、協議事項 1-1 に沿って、乳児等通園支援事業の概要及び令和8年度下半期に事業開始したい旨の認可申請があった2事業所について説明。

<質疑・応答>

(三束委員)

現在実施している4事業所の実施形態、定員、需要はどのようになっているか。

(新井主幹、鶴岡課長)

<実施形態・定員>

向山こども園：0歳児（余裕活用型）3人、

1、2歳児（一般型）、1歳児 5人、2歳児 5人

クニナ奏の杜保育園：

余裕活用型0歳児1人、1歳児1人、2歳児1人

杜の子保育園：余裕活用型0歳児6人、1歳児6人、2歳児7人

藤崎みつぼし保育園（みくろすぽけっと）：

余裕活用型0歳児1人、1歳児1人、2歳児1人

杜の子保育園については、保育園の在園児に係る認可定員と同数であり、その他の事業所は同認可定員とは異なる。

<需要>

向山こども園：受入可能数0歳児2人、1歳児5人、2歳児5人、

1日の平均利用児童数は2.4人

クニナ奏の杜保育園：受入可能数0歳児1人、1・2歳児0人

1日の平均利用児童数は0.1人

杜の子保育園：受入可能数0歳児5人、1・2歳児0人

1日の平均利用児童数は0.4人

藤崎みつぼし保育園：受入可能数0～2歳児0人

定員が埋まっているため受入可能数なし

(三束委員)

制度が始まったばかりということもあり、供給不足にはなっていないことを理解した。

今後も市としては募集を続け規模・定員を増やす考えか。

(新井主幹)

保育所等に入所していない子どもやその家庭の子育て支援やこどもの育ちを応援するという事業であることから、実施する事業所を増やしていきたいが、保育士の確保等、受け入れる側も体制整備をしなければならないため、相談があった事業所に対しては丁寧に対応して、少しずつでも増やしたいと考えている。

2. 終活情報登録事業について

健康福祉政策課板倉課長より、資料、協議事項 2-1 に沿って、習志野市で検討している終活情報登録事業について説明。

<質疑>

(三束委員)

医療機関に登録した情報を提供する際、どのような手段で情報提供がされるか。

(板倉課長)

医療機関や警察消防は緊急を要することであるため、電話にて情報提供を行いたい。

(谷澤係長)

情報を提供するタイミングとしては、「対象者の生命、身体または財産の保護のために必要があるとき」、「亡くなったとき」を想定している。

(三束委員)

市民以外でも市内病院等の施設に入院中の人も対象ということだが、どのような事案を想定しているか。

(谷澤係長)

習志野市に住民票はないが、習志野市内の病院に入院している場合を想定している。

ただし、登録に際しては制度の案内が必要となるため、それをどのような形で行うかは今後病院等と協議を進めなければならないと考えている。

(田久保直子委員)

民生委員をやっていて、地区で年に 1, 2 件程度孤独死で見つかるケースがある。そのような方は身寄りが全くいないことがある。

提示があった要綱案では、緊急連絡先の登録は必須となっているが書けない人、書きたくない人がいると思われる。

(鈴木委員)

登録する本人の意思確認が重要となると考えるが、意思確認が行えない人に対してはどのように行うか。

(谷澤係長)

本制度は本人の意思能力のある時点で登録することが前提となっている。

緊急連絡先を必須にするかについては、要綱案を作成する上で判断に迷ったポイントである。他市の要綱も複数確認したが、必須、任意どちらもあった。最終的には、任意にしてしまうと「あえて書かない」ケースが出てきて、登録内容が不十分になってしまうことがあると考え、必須とすべきと判断した。

(田久保直子委員)

登録数を増やすには制度の周知が重要と考えるがどのように行う予定か。

(板倉課長)

市広報や市LINEにて行おうと考えている。委員の方で良い手段等があればご意見をいただきたい。

(田久保直子委員)

民生委員でも周知に協力はできるが、担当地区の全世帯を把握しているわけではないため、広く周知は難しい。介護保険の申請に来た時に周知をすると様々な人を網羅できるため効果的と考える。

(中村次長)

市としても周知、啓発が重要と考える。

全世帯網羅するのは難しいかもしれないが、民生委員、高齢者相談員に加え、市の高齢者支援課や生活相談課のケースワーカーも周知できるのではと考えている。

(田村委員)

本制度は障がいのある人に対しても効果的と考えるため、障がいのある人への周知は、障がいの区分認定の際に周知するのも良いのではないかな。

ただし、障がいのある人については、判断能力の有無の判断が難しい。

後見人がいる場合には良いが、いない場合については、判断能力を判断する基準を持っておくべきと考える。判断基準を定める際は弁護士に相談し、決めていくのがいいのではないかな。

(菅野委員)

緊急連絡先の登録が必須とのことだが、書けない人は登録できないという理解で良いかな。

提供先が市の福祉関係機関とあるが、民生委員、社会福祉協議会は該当するのか。

判断能力については、社会福祉協議会で行っている日常生活自立支援事業の考え方を取り入れるのも良いのではと考える。

(谷澤係長)

緊急連絡先がない場合は本制度に登録はできない。

市の福祉関係機関とは、市役所健康福祉部を想定しているため、民生委員、社会福祉協議会への情報提供は考えていない。

判断能力については、改めて検討したい。

(菅野委員)

本制度名は終活登録制度であるが、終活という表現が本制度を広めるにあたり使いやすいのか委員の意見を聞きたい。

(高岡委員)

20代、30代の若い世代でも終活について考えているケースもあると認識しているため、終活という表現は世の中に馴染んできていると考える。終活の捉え方も人それぞれで、高齢者の方がかえって深刻に受け止めてしまうのではないか。そのことから、より広げていくには「勧め方」が重要であり、書面での周知だけではなく、人から人へ案内をするのが効果的ではないか。

(田久保直子委員)

終活を行うことは「安心を得る」ものとする。そのことを強調し勧めると終活に対して前向きになり登録も増えるのではないか。

(佃委員)

高齢者相談員をやっている中でエンディングノートを勧めることもあるが、相手によって、心苦しくなることもあることから、現場としては同様に登録を勧めるのも難しいケースがあると思う。
先進自治体の登録状況はどうか。

(谷澤係長)

平成31年から実施している横須賀市で1000件程度、その他の市は数十件、市によっては0件というケースもあった。

(田久保浩一委員)

終活を行うのが習志野市に限らず一般的になってくると登録もハードルが下がってくるのではと考える。
対象者が市内病院等の施設入院中とあるが、市内老人ホームも該当か

(谷澤係長)

市内老人ホームも該当である。

(三束委員)

一度登録した情報の更新についてはどのように考えているか。

(谷澤係長)

他市では1年や半年に1度郵送等で確認を行っているとのこと。参考にしながら今後考えたい。

(鈴木委員)

示されている予定では本年12月1日に制度を開始する旨記載があるが、間に合うのか。

(板倉課長)

12月1日から開始できるよう努める。

(5) その他(事務連絡等)

次回の福祉問題審議会は令和8年10月30日10時から1階会議室で行う予定と説明。

閉会